

2022年7月1日以降の発送分から 指定難病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年7月1日以降、川崎市が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく「難病法に規定する指定医療機関」と記載します。

そのため、「難病法に規定する指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

- （※1）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。
- （※2）更新時より前に、医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書をご提出ください。（※申請から再交付までに1か月程度かかります。）

記載内容の変更前

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

記載内容の変更後

「難病法に規定する指定医療機関」

「難病法に規定する指定医療機関」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、今後は、特段の手続きを行うことなく、「難病法に規定する指定医療機関」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

担当 川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
電話 044-200-1979（川崎市特定医療コールセンター）